

## 21監査公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成21年5月18日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	大	松	健

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

## 第1 監査の種類、対象及び区分

### 1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市健康づくり財団（事務監査）
- (2) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市海づり公園管理協会（事務監査）
- (4) 福岡地下街開発株式会社（事務監査・工事監査）
- (5) サンセルコビル管理株式会社（事務監査）
- (6) 福岡市住宅供給公社（事務監査・工事監査）
- (7) 財団法人福岡市防災協会（事務監査）

### 2 財政援助団体監査

- (1) 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（事務監査）
- (2) 社団法人福岡市老人クラブ連合会（事務監査）

### 3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 財団法人福岡市健康づくり財団（事務監査）
- (2) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市海づり公園管理協会（事務監査）
- (4) 福岡市住宅供給公社（事務監査）
- (5) 財団法人福岡市防災協会（事務監査）
- (6) 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（事務監査）
- (7) 社会福祉法人恩賜財団済生会（事務監査）
- (8) 社団法人福岡市歯科医師会（事務監査）
- (9) 社会福祉法人福岡西部福社会（事務監査）
- (10) 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会（事務監査）
- (11) 財団法人公園緑地管理財団（事務監査）
- (12) 株式会社都市造園（事務監査）
- (13) 安藤造園土木株式会社（事務監査）
- (14) 博多リバレイン管理株式会社（事務監査）

## 第2 団体の概要及び監査の結果等

### （出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1及び別表2の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

## 1 財団法人福岡市健康づくり財団

### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

イ 基本財産 2億7,116万8千円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 平成6年3月22日

エ 設立の目的 科学的で効果的な健康づくりの方法の研究等を通して、市民の自主的な健康づくりを支援することにより、その健康的な生活習慣の確立を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 健康づくりの調査及び研究に関する事業

(イ) 健康づくりの研修に関する事業

(ウ) 健康づくりの普及及び啓発に関する事業

(エ) 福岡市健康づくりセンターの管理及び運営の受託

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員15人、職員12人(平成20年10月1日現在)

### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億円(出捐率73.8%)を出捐している。また、中央保健所等複合施設管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成19年度において9,215万9,361円となっている。また、福岡市健康づくりセンターの指定管理者であることから、平成19年度に、3億5,006万3,483円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は8人、兼務は4人である。

### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年12月から同20年12月まで

実施期間 平成20年11月28日から同年12月22日まで

### (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

## 2 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 基本財産 500万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和48年2月28日

エ 設立の目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 福岡市が設置する社会福祉施設の受託経営

(イ) 福岡市から委託を受けた福祉サービス事業

(ウ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員13人、職員247人(平成20年10月1日現在)

### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち全額を出捐している。また、運営事業費の助成として平成19年度に2億3,307万3,986円の補助金を交付するとともに、社会福祉事業等の運営委託を行い、その委託料総額は2億2,392万1,737円となっている。また、福岡市立心身障がい福祉センター等の指定管理者であることから、平成19年度に22億7,260万1,575円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4人、兼務は3人である。

### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年12月まで

実施期間 平成20年11月26日から同年12月19日まで

- (4) 監査の結果  
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

### 3 財団法人福岡市海づり公園管理協会

#### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市西区大字小田字池ノ浦地先

イ 基本財産 1,000万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和60年4月1日

エ 設立の目的 福岡市海づり公園の円滑な管理運営を行うとともに、公園施設の利用の増進を図り、もって利用者の余暇の活用及び健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 福岡市が設立した海づり公園の管理運営に関する事業

(イ) 前号に掲げる事業に付帯する事業

(ウ) その他、設立の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員10人、職員9人(平成20年10月1日現在)

#### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち800万円(出捐率80%)を出捐している。また、福岡市海づり公園の指定管理者であることから、平成19年度に9,580万2,000円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は3人で派遣はない。

#### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年5月から同21年1月まで

実施期間 平成20年11月28日から同21年1月9日

#### (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

### 4 福岡地下街開発株式会社

#### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目6番8号

イ 資本金 73億8,228万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和47年2月1日

エ 設立の目的 天神地区の商業・経済発展に寄与するとともに交通結節点としての役割を果たし、地下空間の安全な歩行者ネットワークの形成を図る。

オ 事業内容 (ア) 自動車駐車場業

(イ) 地下街店舗、その他の不動産の建設、取得、管理、賃貸

(ウ) たばこ、新聞、雑誌、飲食物その他の販売

(エ) 前各号に付帯関連する事業

カ 役員及び職員数 役員13人、職員13人(平成20年10月1日現在)

#### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち36億円(出資率48.8%)を出資している。また、新天神地下街公共地下歩道維持管理費として平成19年度に4,558万1,596円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1人、兼務は1人である。

#### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年9月から同21年1月まで

実施期間 平成20年12月2日から同21年1月30日まで

(工事監査)対象期間 平成16年6月から同20年9月まで

実施期間 平成20年12月1日から同21年2月16日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果は、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成15年度「ソラリア5号接続通路工事」

(契約金額3億3,495万円)

本工事において、土留工のうち大口径ボーリングによる杭の施工費、躯体工の場所打杭のうち場所打杭施工費及び鉄筋籠制作費の積算根拠資料がないため、それらの費用について適正であるかどうか判断できないものとなっていた。それらの費用の合計は設計金額の約1割に相当する金額であり、積算根拠資料は提示することができるように確保することが必要である。

今後は、確実な積算根拠資料の確保とともに適正な設計積算を図られたい。

(施設課)

5 サンセルコビル管理株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号

イ 資本金 5,000万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和53年6月1日

エ 設立の目的 (ア) 土地、建物(付帯設備を含む)の管理、運営、賃貸

(事業内容) (イ) 清涼飲料水の販売

(ウ) 損害保険の代理業

(エ) 前各号に付帯する一切の業務

オ 役員及び職員数 役員9人、職員5人(平成20年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち1,500万円(出資率30.0%)を出資している。また、サンセルコビル振興対策事業の助成として平成19年度に329万円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年9月から同21年1月まで

実施期間 平成20年12月2日から同21年1月30日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 福岡市住宅供給公社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区店屋町4番1号

イ 基本財産 1,000万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和40年11月1日

エ 設立の目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 分譲住宅事業

(イ) 賃貸住宅事業(公社賃貸住宅、公社借上型特定優良賃貸住宅)

(ウ) 市営住宅管理事業(市営住宅の入退去及び維持管理並びに使用料の収納等・駐車場の管理)

(エ) その他受託事業等(市営住宅用地の取得・造成事業、リフォーム事業等)

カ 役員及び職員数 役員10人、職員51人(平成20年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち全額を出捐している。また、特定優良賃貸住宅供給事業等の助成として平成19年度に2億6,909万9,473円の補助金を交付するとともに、自己資金融資制度の資金として360万円の貸付を行っている。また、福岡市営住宅の指定管理者であることから、平成19年度に43億9,854万7,982円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は46人、兼務は8人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年1月から同21年1月まで

実施期間 平成20年11月27日から同21年1月29日まで

(工事監査)対象期間 平成18年10月から同20年9月まで

実施期間 平成20年12月1日から同21年2月16日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、適正に管理されたい。

(工事監査)

監査の結果は、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成19年度「市営住宅建築物等点検業務委託」

(契約金額2,184万円)

本委託は、市営住宅の建築物及び建築設備について、その損傷、腐食その他劣化の状況を点検する業務を行うもので、建築物については360棟、建築設備については887棟を点検対象としている。その点検業務費を積算するにあたって、建築設備の点検業務費については887棟を各棟ごとに積算し合計する必要があるにもかかわらず、360棟分のみを積算しその平均値を採用して887棟分の建築設備の点検業務費を積算した。その結果、委託価格に誤りが生じた。

今後は適正な設計積算を図られたい。

(保全課)

7 財団法人福岡市防災協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜一丁目3番3号

イ 基本財産 1,000万円(平成20年9月30日現在)

ウ 設立年月日 平成3年1月21日

エ 設立の目的 防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図り、もって地域社会の防災安全の確立に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 防災に関する知識及び技術の普及向上のための事業

(イ) 消防設備等の総合管理、技術指導及び普及促進に関する事

業

(ウ) 福岡市民防災センターの運営及び管理に関する事業

(エ) その他この法人の設立目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員13人、職員24人(平成20年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、運営事業費として平成19年度に6,151万8,424円の負担金を交付している。また、福岡市民防災センターの指定管理者であることから、平成19年度に1億9,902万1,676円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は12人、兼務は4人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年1月から同21年1月まで

実施期間 平成20年11月26日から同21年1月27日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和40年4月1日

ウ 設立の目的 福岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(オ) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(カ) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(キ) 共同募金事業への協力

(ク) ボランティア活動の振興

(ケ) 日常生活自立支援事業

(コ) 生活福祉資金貸付事業

(サ) 心配ごと相談事業

(シ) 社会福祉に関する貸付事業

(ス) 福岡市地域保健福祉振興基金事業の運営

(セ) 民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業

(ソ) 市民福祉プラザの管理・経営

(タ) 介護サービス評価事業

(チ) 介護サービス情報の公表事業

(ツ) ファミリー・サポート・センター事業の受託運営

(テ) 高齢者賃貸住宅入居支援事業

(ト) その他この法人の目的達成のため必要な事業

オ 役員及び職員数 役員22人、職員85人（平成20年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は運営費及び事業費として、平成19年度に7億3,898万6,883円の補助金を交付するとともに、生活保護世帯等一時貸付原資等として5,882万3,850円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は3人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年1月から同21年1月まで

実施期間 平成21年1月8日から同年1月23日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 社団法人福岡市老人クラブ連合会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和54年2月1日

ウ 設立の目的 福岡市における老人クラブの普及発展をはかり、もって広く老人福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 各区老人クラブ連合会の連絡及び調整

(イ) 老人クラブの育成及び指導

(ウ) 老人クラブに関する調査研究

(エ) 老人クラブ指導者の養成及び研修

(オ) 関係行政機関、各種団体等との連絡

(カ) 機関紙の発行

(キ) その他目的達成に必要な事業

オ 役員及び職員数 役員26人、職員12人（平成20年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、運営費及び事業費として、平成19年度に8,357万8,976円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年1月から同21年1月まで

実施期間 平成20年12月19日から同21年1月20日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の出納について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

本市が交付する補助金については、「福岡市補助金交付規則」をはじめ関係要綱等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行する必要がある。しかしながら、平成19年度「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」のうち、「特別活動事業補助金」の出納事務について、東区、中央区、城南区、早良区及び西区老人クラブ連合会を抽出して監査したところ、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

本補助金については、市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに特に留意し、「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市老人クラブ連合会運営

及び活動事業補助金交付要綱」に則り、補助対象経費とそれ以外の経費を明確にした上で、適正に執行されるよう十分注意されたい。

- (ア) 「実施報告書」に記載された支出額が、実績と相違しているものがあった。
- (イ) 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)が周知されておらず、補助対象外経費(食糧費等)の支出額を補助対象経費として計上していた。
- (ウ) 立替払をしているものが多数あった。
- (エ) 「他都市研修会」において、飲食を伴う支出をしているものがあった。参加者負担金と補助金が充当されているが、補助対象経費とそれ以外の経費の区別が明確でなく、そのあり方について検討すべきである。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市健康づくり財団

- (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
- (2) 監査に係る公の施設  
福岡市健康づくりセンター  
ア 所在地 福岡市中央区舞鶴二丁目  
イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで  
ウ 所管局 保健福祉局  
エ 施設内容 ホール、講堂、コミュニティプラザ、展示室、図書資料室、駐車場等  
オ 開設年月日 平成6年12月12日  
カ その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料  
上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において3億5,006万3,483円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年12月まで  
実施期間 平成20年11月28日から同年12月22日まで  
なお、平成17年12月から同18年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。
- (5) 監査の結果  
監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。  
公の施設(福岡市健康づくりセンター)の管理運営業務について適正な管理を行うよう注意を求めるもの  
福岡市健康づくりセンター図書資料室については福岡市健康づくりセンター条例及び同施行規則並びに福岡市健康づくりセンターの管理に関する基本協定に則り適正に管理運営しなければならない。しかしながら、同図書資料室について、平成17年度から、供用時間の変更に必要な手続が整わないまま、同施行規則で定める供用時間と異なる時間で運営していた。

2 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

- (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市中央区荒戸三丁目3番39号



(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立わかば学園

- (ア) 所在地 福岡市東区若宮一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 こども未来局
- (エ) 施設内容 知的障がい児通園施設
- (オ) 開設年月日 昭和48年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市立西部療育センター

- (ア) 所在地 福岡市西区内浜一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 こども未来局
- (エ) 施設内容 知的障がい児通園施設，発達相談，診断及び判定，機能訓練施設
- (オ) 開設年月日 平成14年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

ウ 福岡市立知的障がい者通所授産施設ふよう学園

- (ア) 所在地 福岡市東区松島三丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局
- (エ) 施設内容 知的障がい者援護施設
- (オ) 開設年月日 昭和55年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

エ 福岡市立知的障がい者通所授産施設ももち学園

- (ア) 所在地 福岡市早良区百道浜一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局
- (エ) 施設内容 知的障がい者援護施設
- (オ) 開設年月日 平成6年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

オ 福岡市立ももちワークプラザ

- (ア) 所在地 福岡市早良区百道浜一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局
- (エ) 施設内容 身体障がい者通所授産施設
- (オ) 開設年月日 平成6年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

カ 福岡市立早良障がい者フレンドホーム

- (ア) 所在地 福岡市早良区百道浜一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局
- (エ) 施設内容 心身障がい者の更生及び援護の相談，文化教養の講座，研修会及びレクリエーション等の実施等
- (オ) 開設年月日 平成6年4月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし

キ 福岡市立西障がい者フレンドホーム

- (ア) 所在地 福岡市西区内浜一丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局

- (エ) 施設内容 心身障がい者の更生及び援護の相談，文化教養の講座，研修会及びレクリエーション等の実施等
  - (オ) 開設年月日 平成14年4月1日
  - (カ) その他 利用料金制の導入なし
  - (3) 福岡市からの管理料  
上記等の公の施設に係る管理料は，平成19年度において22億7,260万1,575円となっている。
  - (4) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年12月まで  
実施期間 平成20年11月26日から同年12月22日まで
  - (5) 監査の結果  
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。
- 3 財団法人福岡市海づり公園管理協会
- (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市西区大字小田字池ノ浦地先
  - (2) 監査に係る公の施設  
福岡市海づり公園  
ア 所在地 福岡市西区大字小田  
イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで  
ウ 所管局 農林水産局  
エ 施設内容 釣台，海洋釣堀，駐車場等  
オ 開設年月日 昭和60年4月24日  
カ その他 利用料金制の導入なし
  - (3) 福岡市からの管理料  
上記の公の施設に係る管理料は，平成19年度において9,580万2,000円となっている。
  - (4) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで  
実施期間 平成20年11月28日から同21年1月9日まで  
なお，平成16年5月から同18年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。
  - (5) 監査の結果  
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。
- 4 福岡市住宅供給公社
- (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市博多区店屋町4番1号
  - (2) 監査に係る公の施設  
福岡市営住宅  
ア 所在地 福岡市東区筥松四丁目外  
イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで  
ウ 所管局 住宅都市局  
エ 施設内容 市営住宅，駐車場  
オ その他 利用料金制の導入あり
  - (3) 福岡市からの管理料  
上記の公の施設に係る管理料は，平成19年度において43億9,854万7,982円となっている。
  - (4) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成19年1月から同21年1月まで

実施期間 平成20年11月27日から同21年1月29日まで

- (5) 監査の結果  
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 5 財団法人福岡市防災協会
  - (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市早良区百道浜一丁目3番3号
  - (2) 監査に係る公の施設  
福岡市民防災センター
    - ア 所在地 福岡市早良区百道浜一丁目
    - イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
    - ウ 所管局 消防局
    - エ 施設内容 施設面積 敷地面積 3,000㎡ 延床面積 2,682.44㎡  
施設内容 展示・体験・消防訓練施設, 備蓄施設, 講習施設等
    - オ 開設年月日 平成4年1月19日
    - カ その他 利用料金制の導入なし
  - (3) 福岡市からの管理料  
上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において1億9,902万1,676円となっている。
  - (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年12月まで  
実施期間 平成20年11月26日から同21年1月27日まで  
なお、平成18年1月から同年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。
  - (5) 監査の結果  
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 6 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
  - (1) 主たる事務所の所在地  
福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
  - (2) 監査に係る公の施設  
福岡市市民福祉プラザ
    - ア 所在地 福岡市中央区荒戸三丁目
    - イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
    - ウ 所管局 保健福祉局
    - エ 施設内容 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階地下2階建  
敷地面積 3,563㎡  
延床面積 16,470㎡
    - オ 開設年月日 平成10年2月1日
    - カ その他 利用料金制の導入なし
  - (3) 福岡市からの管理料  
上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において2億2,597万9,000円となっている。
  - (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで  
実施期間 平成21年1月8日から同年1月23日まで  
なお、平成18年1月から同年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。
  - (5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 社会福祉法人恩賜財団済生会

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区三田三丁目4番28号

(実際に業務を行う支部)

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県福岡総合病院

福岡市中央区天神一丁目3番46号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立島しょ診療所

ア 所在地

(ア)福岡市立玄界診療所 福岡市西区大字玄界島

(イ)福岡市立能古診療所 福岡市西区能古

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容

(ア)福岡市立玄界診療所 構造 鉄筋コンクリート造平屋建  
延床面積 456.40㎡  
診療科目 内科・小児科(常駐医師による診察),  
歯科(週3回渡島診察)

(イ)福岡市立能古診療所 構造 鉄筋コンクリート造平屋建  
延床面積 254.09㎡  
診療科目 内科・小児科(常勤医師による診察),  
歯科(週3回渡島診察)

オ 開設年月日

(ア)福岡市立玄界診療所 平成8年2月22日

(イ)福岡市立能古診療所 平成11年4月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において1億1,198万5,424円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで

実施期間 平成21年1月9日から同年1月15日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 社団法人福岡市歯科医師会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名一丁目12番43号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立歯科急患診療所

ア 所在地 福岡市中央区大名一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート造平屋建  
延床面積 456.40㎡

オ 開設年月日 昭和59年7月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において3,481万9,107円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで

実施期間 平成21年1月9日から同年1月28日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

9 社会福祉法人福岡西部福祉会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市大字羽根戸515番地の3

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立老人福祉センター寿楽園及び福岡市立城南障がい者フレンドホーム

ア 所在地 福岡市城南区南片江二丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積 3,309.00㎡

延床面積 福岡市立老人福祉センター寿楽園 1,058.22㎡

福岡市立城南障がい者フレンドホーム 495.53㎡

オ 供用開始年月日 昭和63年12月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において福岡市立老人福祉センター寿楽園3,579万1,000円、福岡市立城南障がい者フレンドホーム1,620万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで

実施期間 平成20年12月8日から同21年1月22日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

10 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立東障がい者フレンドホーム

(ア)所在地 福岡市東区松島三丁目

(イ)指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

(ウ)所管局 保健福祉局

(エ)施設内容 構造 鉄筋コンクリート造平屋建

敷地面積 4,243.00㎡

延床面積 563.84㎡

(オ)開設年月日 平成2年10月

(カ)その他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市立博多障がい者フレンドホーム

(ア)所在地 福岡市博多区西月隈五丁目

(イ)指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

(ウ)所管局 保健福祉局

(エ)施設内容 構造 鉄筋コンクリート造3階建の1階の一部

敷地面積 1,157.32㎡

延床面積 711.45㎡

(オ)供用開始年月日 平成8年4月

(カ)その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において福岡市立東障がい者フレンドホーム2,686万5,000円、福岡市立博多障がい者フレンドホーム2,501万6,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同21年1月まで

実施期間 平成20年12月8日から同21年1月30日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

11 財団法人公園緑地管理財団

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台二丁目4番5号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市雁の巣レクリエーションセンター

ア 所在地 福岡市東区大字奈多

イ 指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

ウ 所管局 住宅都市局

エ 施設内容 野球場・ソフトボール場、球技場、テニス及びバレーボール場、管理事務所、児童遊戯広場、サイクリングセンター・サイクリングコース(3,000m)、レジャー農園、駐車場

オ 開園年月日 昭和46年4月12日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成19年度において1億3,800万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年12月まで

実施期間 平成20年12月16日から同年12月18日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

12 株式会社都市造園

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区渡辺通五丁目4番3号

(2) 監査に係る公の施設

月隈北緑地

ア 所在地 福岡市博多区月隈三丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

ウ 所 管 局 住宅都市局

エ 施設内容 パークゴルフ場 18ホール(コース延長712m), 練習ホール  
クラブハウス(事務室, 休憩所, 便所, 倉庫, テラス)  
駐車場(普通車52台)

オ 開園年月日 平成11年8月2日

カ そ の 他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成19年度において2,292万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年12月まで

実施期間 平成20年12月8日から同年12月18日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

13 安藤造園土木株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区西新二丁目1番54号

(2) 監査に係る公の施設

ア 友泉亭公園

(ア)所在地 福岡市城南区友泉亭

(イ)指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

(ウ)所 管 局 住宅都市局

(エ)施設内容 池泉廻遊式庭園, 本館(木造瓦葺平屋建188.40㎡ 章山庵, 大広間,  
和室, 管理事務所), 別棟茶室(如水庵), 野点広場, 駐車場, 券売所,  
便所

(オ)入 園 料 大人200円, 小人100円

(カ)開園年月日 昭和56年4月27日

(キ)そ の 他 利用料金制の導入なし

イ 楽水園

(ア)所在地 福岡市博多区住吉二丁目

(イ)指定期間 平成18年4月1日から同23年3月31日まで

(ウ)所 管 局 住宅都市局

(エ)施設内容 池泉廻遊式庭園, 野点広場, 茶室棟(木造平屋建212.00㎡ 楽水庵,  
萩の間, 菖蒲の間, 椿の間, 水屋, 便所, 管理事務所),  
駐車場(普通車12台)

(オ)入 園 料 大人100円, 小人50円

(カ)開園年月日 平成7年8月28日

(キ)そ の 他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は, 平成19年度において友泉亭公園2,965万4,000円,  
楽水園2,102万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年12月まで

実施期間 平成20年12月11日から同年12月18日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

14 博多リバレイン管理株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区下川端町 3 番 1 号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市営川端地下駐車場

(ア)所在地 福岡市博多区下川端町

(イ)指定期間 平成18年 4 月 1 日から同21年 3 月31日まで

(ウ)所 管 局 道路下水道局

(エ)施設内容 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上13階地下 4 階建  
地下 3 階部分

収容台数 400台(身体障がい者用 5 台)

延床面積 12,623.9㎡

(オ)供用開始年月日 平成 9 年 6 月 4 日

(カ)そ の 他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市博多区(中洲川端地区に限る)内の自転車駐車場

(ア)所在地 福岡市博多区下川端町

(イ)指定期間 平成18年 4 月 1 日から同23年 3 月31日まで

(ウ)所 管 局 博多区役所

(エ)施設内容 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上13階地下 4 階建  
地下 1 階部分

収容台数 454台

延床面積 958㎡

(オ)供用開始年月日 平成 9 年 6 月 4 日

(カ)そ の 他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成 19 年度において福岡市営川端地下駐車場 3,115 万 5,800 円、福岡市博多区(中洲川端地区に限る)内の自転車駐車場 916 万 3,350 円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年 4 月から同21年 1 月まで

実施期間 平成20年12月 8 日から同21年 1 月30日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかったが、所管部局において、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

契約書が作成されていなかったものについて注意を求めるもの

本市においては、福岡市契約事務規則の規定により、契約を締結する場合は、契約書を作成しなければならない。しかしながら、違法駐車車両保管業務として、違法駐車車両の保管及び委託料の請求並びに収納業務を行わせているにもかかわらず、本市と博多リバレイン管理株式会社において、契約書を作成していなかった。契約に当たっては、関係法令に則り適正な事務手続に努められたい。

(道路下水道局道路管理課)



別表 1

## 福岡地下街開発株式会社 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
ソラリア 5 号接続通路工事	334,950,000 円	平成16年 1 月 27 日から 平成16年 12 月 15 日まで
天神地下街止水板設置工事	91,350,000 円	平成19年 4 月 5 日から 平成19年 6 月 8 日まで
天神地下街出入口風防ガラス設置工事	98,700,000 円	平成19年 10 月 25 日から 平成19年 11 月 30 日まで
従業員トイレ給湯室改修工事	18,900,000 円	平成20年 5 月 7 日から 平成20年 6 月 16 日まで
冷却塔補給水配管修繕工事	5,775,000 円	平成18年 9 月 4 日から 平成18年 9 月 30 日まで

別表 2

## 福岡市住宅供給公社 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市営福重住宅 5・6・9 棟外壁改修工事	当初 198,798,390 円 変更 236,014,800 円	平成18年 10 月 5 日から 平成19年 3 月 3 日まで
市営香椎浜 3 街区住宅 1～5 棟 流し台取替工事	当初 32,025,000 円 変更 31,770,900 円	平成19年 10 月 24 日から 平成20年 3 月 15 日まで
市営馬出住宅 1 棟外壁改修工事	当初 106,147,965 円 変更 121,236,150 円	平成19年 7 月 25 日から 平成20年 3 月 15 日まで
市営福重住宅 1～5 棟給水管改修工事	当初 54,600,000 円 変更 52,994,550 円	平成19年 11 月 28 日から 平成20年 3 月 15 日まで
市営住宅住宅用火災警報器設置 工事その 1	当初 45,150,000 円 変更 42,338,100 円	平成19年 7 月 11 日から 平成20年 2 月 5 日まで
外 8 件, 小規模緊急修繕工事 30件		